

会 議 名	富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する 調査特別委員会	
開催日時	令和2年12月3日（木） 午前10時	
案 件	<p style="text-align: right;">ページ</p> 地方自治法第100条に基づく調査権について …… 3 委員会の運営要領案等について…………… 9 今後の調査の進め方について…………… 12	
出席議員	委員長 副委員長 委員 委員 委員 （議長） （副議長）	渡 邊 千 芳 前 田 敏 西 垣 智 荒 木 眞 澄 藤 原 美知子 多 田 隆 一 山 元 建
欠席議員		
説明員	議会事務局長	榎野祐子
会議事項及びその結果	別紙のとおり	

(午前10時00分開会)

○渡邊千芳委員長 おはようございます。ただいまから、富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会を開会いたします。

まず、本特別委員会設置後、初めての委員会でありますので、一言御挨拶申し上げたいと思います。

今回、委員長を拝命いたしました渡邊千芳でございます。わがまち池田は自然が豊かで歴史・文化が深く、本当に住みやすい、暮らしやすいまちでございます。いいまちに過ごしているなと色々な方に褒められるまちでございます。今、わがまち池田が大きな傷を負っています。市民の皆さんは自分の暮らしが、自分の家族、知り合いが本当にいい暮らしをするためにまちのリーダー、市長を選びます。そして、多様な意見を反映するために22名の議員を選び議会を構成しています。この市長と議会がまちのいろいろな課題を解決するためにこの議会の中で議論をし、そして、事業計画、予算を確定します。それを市長部局、そして教育委員会が執行し、また、その執行した部分が、目的がしっかりと果たしているのかということ議会の中で検証し、議論していきます。そしてまた、今度、その新しい事業計画、予算をつくっていくわけです。本当に市民の皆さんの暮らしがよくも悪くもなるのは、この議会における議論であると確信をしております。

その市長、そして議会の二元代表制の一つが、今、大きな問題を抱えています。だからこそ、その一方の議会がそれを是正していかなければなりません。早期に是正して、またよりよい二元代表制をつくっていくのが、この委員会の使命であると考えております。法令遵守に基づいて独断と偏見を排し、慎重に丁寧に真実を明らかにしてまいりますので、委員の皆様には御協力賜りますようお願い申し上げます。また、議長、副議長、委員外議員、そして市職員、市民の皆様のご協力を得て、早期に真実を明らかにするように私たちは誠心誠意、頑張っておりますので、何とぞ御支援賜りますようお願いいたします。私の御挨拶とさせていただきます。

では、副委員長お願いいたします。

○前田敏副委員長 改めましておはようございます。調査特別委員会の副委員長を指名いただきました前田敏でございます。地方自治法第100条の規定に基づき調査する調査特別委員会が本会議での決議により設置されました。今回の事件に関しまして、真実の解明を行い、不祥事が起こらない体制をしっかりとつくりあげる、あるいは、再発防止をどうするかと、そして、信頼の回復につなげるために委員長を補佐しながら各委員の皆様をはじめ、行政の関係者の御協力をいただきながら、調査を円滑に進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○渡邊千芳委員長 では、委員のほう、自己紹介をお願いします。

○藤原美知子委員 委員の藤原美知子でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○荒木眞澄委員 同じく委員の荒木眞澄でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○西垣智委員 委員の西垣智でございます。よろしく願いいたします。

○渡邊千芳委員長 なお、多田議長、山元副議長には、本日を含め全ての会議にオブザーバーとして御出席していただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、案件に入ります前に、確認でございます。資料の確認でございますが、本日は、100条調査権の手引き、委員会運営要領（案）、議場配席図（案）、傍聴者席図（案）、委員会スケジュール（案）、記録の提出請求（案）一覧表がついておりますので、御確認ください。

次に、本日は報道機関から撮影及び録音の申出がありますので、許可することといたしますのでよろしく願いいたします。

次に、本委員会の開催場所ですが、後ほど、正式に決定いたしますが、通常、委員会の開催場所は、第3委員会室となっておりますが、本日は市民をはじめ多くの皆様の関心が非常に高い事案であるため、多数の市民の皆様や報道機関の傍聴が想定されますことから、開催場所をこちらの議場といたしましたので、よろしく願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、いわゆる3密を避けるため、傍聴席は座席の間隔を開けておりますので、御了承願います。

それでは、案件に入ります。初めに、各委員の共通認識を図る意味で、地方自治法第100条に基づく調査権について事務局から説明させ、説明が終了した後、具体的な協議に入っていきたいと思えます。

それでは、事務局から説明をさせます。

○議会事務局長（梶野祐子） それでは、御説明いたします。100条調査権の手引き1ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、100条調査権の意義でございますが、議会は地方自治法第96条に規定する権限を行使して活動をされておられますが、いわゆる100条調査権は、地方自治法第100条に根拠を有する議会の調査権でございます。すなわち、議会は、当該普通地方公共団体の事務に関し調査を行うことができるという権限でございます。

次に、行使主体でございますが、100条調査権は議会に認められたものでございます。なお、議会は調査権を委員会に委任して行使できるとされております。

次に、2ページの調査権限についてでございますが、調査目的から客観的に推認できる範囲を超えていないかについて常に留意し、調査目的を外れた内情の暴露であるとか、個人の秘密の探知はできないこと。また、基本的人権の保障に抵触するような調査、本市の事務と関係のない個人の私的な言動の調査はすることができないことなどに留意する必要がございます。

次に、秘密会の手続につきましては、調査内容が個人のプライバシー等に関する事項については、委員会として秘密会などの対応が必要になる場合がございます。これは、過半数議決で決定するものでございまして、秘密会の議事につきましては、議員であっても守秘義務が生じるもので、これに違反いたしますと懲罰の対象となります。

次のページの証人喚問ですが、調査を進めるに当たり、さらなる真相究明のため、選挙人その他の関係人を証人として、委員会に喚問し証言していただく場合ですが、その手続といたしまして、委員会で証人喚問を議決し、議決に基づき、委員長が議長

に委員会で議決した喚問すべき者に対し、出頭請求書を送付することを申出、議長が証人出頭請求書を送付することとなります。

次に、証人喚問に当たっての委員会での議決事項についてでございますが、主な事項は出頭を求める者の氏名、証言を求める事項、出頭日時、場所などを議決する必要がございます。

次のページの証人出頭請求書の送付期限でございますが、国会における国政調査権を行使する場合は、出頭日の5日前までには通知するというのを参考にするのが適当と解されております。また、地方自治法で準用しております民事訴訟規則第108条のとおり、出頭しない場合における法律上の制裁規定を記載する必要がございます。

6ページにまいりまして、宣誓についてでございますが、宣誓とは証人が尋問に対し真実を述べることを誓うものでございます。宣誓につきましては民事訴訟法第201条第1項が準用され、委員会は証人に宣誓させなければなりません。

次に、証人尋問でございますが、民事訴訟法の尋問に関する規定が準用されることとなります。尋問における一般的な進行の手順でございますが、1. 調査特別委員会を開会する。2. 委員長が調査事件を議題とする。3. 委員長が証人から証言を求める旨を述べるとともに、喚問に応じた証人に対しお礼を述べる。4. 委員長が証人に対し証言拒否等が可能な場合の注意事項及び証言を拒否した場合の罰則事項について述べる。5. 委員長が全員起立の下で証人に宣誓を求め、宣誓書に署名押印させる。6. 委員長より証言をする際の注意事項を述べ、証人に対し人定尋問を行う。7. 証人尋問の順序は、委員長から共通事項についての主尋問を行い、その後、各委員より共通事項以外の尋問を行う。8. 尋問終了後、委員長が証人に謝意を述べ、退席を促す流れとなります。

次に、10ページにまいりまして、証言についてでございますが、証人は体験した事実を述べるのであって、意見を述べることはできません。委員会において尋問された事項に対してのみ証言を述べることができるため、尋問事項以外については証言を述べることはできません。また、尋問内容が不明確なため、証人がその疑義を正すため

に委員長や委員に対し質問をすることは可能であります、それ以外の質問や反論をすることはできないとされております。

証言の際のメモ・資料の取り扱いについては、証人は自己の体験した事実を記憶に基づき述べるため、民事訴訟法203条のとおり、メモ等の資料に基づいて証言を行うことは原則できないとされております。すなわち、メモ等の資料に基づいて証言を行うことは、自分が体験した事実を記憶に基づき証言するという趣旨に反するとともに、メモが証人本人より作成されたという保証がないからでございます。しかし、詳細な尋問に対し円滑に矛盾なく証言を行うためには、必要最小限度のメモ等の資料を認める必要がある場合も考えられるため、さきの民事訴訟法第203条のただし書により、委員会の許可があればメモ等の資料の持込みを例外的に許可することも可能であり、メモ等の範囲として、証人調査事項に関する証人の記憶の整理等が認められていると考えられるが、専門書等の参考文献の書籍は資料として認める必要はないと解されているものもでございます。なお、委員会の許可なくメモ等の資料を持参し、それに基づいて証言したとしても、証言自体の有効性は失われないことに留意が必要と解されております。

補助者の取り扱いについては、証人は尋問を受ける際、自己の体験した事実を記憶に基づいて証言するため、1人で証言を行うことが予定されております。しかし、証言において補助者が必要かどうかは証人自らが委員会の委員長に申出を行い、申出を認めるかどうか委員会で協議し、補助者の同伴を認める旨決定した場合、この決定に基づき委員長の許可により認めることとなります。

証言における不穏当発言については、証人が証言を行うに当たり不穏当発言を行った場合、証人自ら当該不穏当発言を訂正または取り消さない限り、証言は記録として残ることとなります。また、委員長は発言取消し命令を証人に対して行うことはできないとされております。なお、証人より証言の取消または訂正の申出があった場合は、委員会の議決を得ることなく当該効果が生じるものと解されております。

次に、証言拒絶権についてでございますが、出頭を命じられた証人は原則として証

言を拒絶することはできません。しかし、地方自治法が準用している民事訴訟法は、一定の要件を満たした場合には証言を拒否する権利が認められております。拒絶権が認められる理由は、民事訴訟法第191条及び第196条並びに第197条に規定されている、①証人または第三者の刑事訴追または有罪判決または名誉棄損を理由とする拒絶権、②公務員の拒絶権、③職務上知りえた事実で黙秘すべきことを理由とする拒絶権、④技術または職業の秘密に関する拒絶権でございます。

次に、虚偽証言についてでございますが、証人が経験した過去の実事や状態について自ら認識した内容と異なる証言を故意に行うことでございます。ただし、自ら認識した内容が過去の実事や状態と異なっても虚偽証言にならないことに留意する必要があります。なお、虚偽の証言があった場合、地方自治法第100条第7項のとおり、3か月以上5年以下の禁錮に処される場合がございます。

次に、12ページにまいりまして、記録の提出についてでございますが、地方自治法第100条第1項のとおり、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うに当たり、証人出頭以外に選挙人その他の関係人に対し記録の提出を求め真実の解明に当たることができるとされております。ここで、調査において提出を求められている記録の範囲といたしましては、一般的には資料等の文書を指します。これ以外にも写真、設計図、見取図、DVD、CD、テープ等の記録媒体等も含まれると解されております。記録の提出請求方法としては、選挙人その他の関係人に対し記録の提出の請求をするに当たっては、①選挙人その他の関係人、②事件、③提出を求める記録、④提出期限を委員会で議決し議長に申出、議長より請求文書を送付する必要があります。なお、記録の提出期限につきましては、地方自治法及び会議規則において特に規定はございませんが、委員会が定めた期間が期限となり、その期間内に提出する義務が生ずることとなります。ただし、提出期限は一般的妥当な期限であることが必要であると解されております。

次の13ページにまいりまして、告発についてでございますが、議会は地方公共団体の一機関であり、法人格を有しないため、一般に告発する権利を有しません。しかし、

100条調査権を行使し、証人に等に対し地方自治法第100条で認められた請求権を行使するに当たり、刑罰による強制力を付与しなければ、その請求権を十分に行使するのが困難であることが考えられ、そこで特例的に法律で規定した場合にのみ議会に告発権を付与する必要がある、それを具体化したものが地方自治法第100条第9項でございいます。そのため、地方自治法第100条第9項における規定以外には議会に告発権が付与されておりません。告発の主体については、告発できる者は地方自治法第100条第9項に規定されておりましたとおり、議会すなわち本会議であり、この告発の権限を委員会に委任することはできません。実務上議会が告発するに当たっては、議会の代表者である議長名をもって告発することになります。

告発の対象者は、地方自治法第100条第3項及び同条第7項に規定があり、①選挙人その他の関係人が正当な理由なく議会に出頭しない場合、②選挙人その他の関係人が正当な理由なく議会に記録を提出しない場合、③選挙人その他の関係人が正当な理由なく証言を拒絶した場合、④宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をした場合に告発の対象となります。ただし、例外として地方自治法第100条第9項のただし書のとおり、④の虚偽の陳述の場合にのみ、議会の調査が終了した旨の議決がある前に宣誓した選挙人その他の関係人が自白したときは議会の判断で告発の対象から除外される場合がございます。なお、告発の議決をしたのち、調査終了までに自白があった場合は、議会において告発の取下げを議決し、告発をしないことが可能であります。

告発の時期は、法上その時期は規定されておりません。しかし、告発は対象に該当すれば、なるべく速やかにすべきであると解されております。なお、告発は調査が終了しなければ告発できないわけではなく、調査の途中であっても必要により告発の議決をすることは可能であるとも解されております。

次に、調査報告書についてでございますが、調査報告書の作成については、委員会における経過と結果について、委員会が協議により作成いたします。しかし、実務上、委員会の協議により報告書を作成するには多くの時間を要するため、一般的には委員長が報告書の原案を作成し、委員会において協議しまとめるのが適当であり、その場

合も最終的には委員会の議決が必要でございます。

最後に、調査終了についてでございますが、議長が本会議で調査を終了する旨を諮り、議決によるのが適当であると解されております。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○渡邊千芳委員長 説明は終わりました。何かございますでしょうか。藤原委員。

○藤原美知子委員 3ページの証人喚問についてお尋ねをしたいと思います。

調査に当たりましては、事実を明らかにする上で関係者の証言がどうしても必要となります。手引きの3ページの証人喚問について、その内容が具体的に書かれておりますけれども、確認の意味でお伺いをしたいと思います。証人喚問を行うに当たり、証人に出頭していただくための事前手続はどのような流れになるのか。改めてお伺いしたいと思います。

○渡邊千芳委員長 手続としては、委員会で証人喚問を議決し、その議決に基づき私が議長に委員会で議決した喚問すべき対象者に対し出頭請求書を送付することの申出を行います。そして、議長が委員会で議決した喚問すべき対象者に対して出頭請求書を送付するという流れになります。

ほかにはございませんか。西垣委員。

○西垣智委員 手引きの4ページの証人喚問の対象についてお伺いします。

選挙人その他の関係人となっているが、職員はもとより一般の方々の証人の対象は市外在住者、元職員等どなたでも対象になるということによろしいでしょうか。

○渡邊千芳委員長 そのとおりなのですが、選挙人とは、選挙人名簿に記載されているものの意ではなく、実質的に選挙権を有している者であり、具体的には日本国民たる年齢18歳以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者を指します。また、その他の関係人とは、調査の対象に関係を有する全ての人を指し、当該団体の住民に限らず、つまり、100条調査の権限を持つ議会または委員会が調査の対象に有すると判断すれば、その他の関係人として取り扱われます。すなわち、選挙人その他の関係人に該当すれば、本市の職員や議員、並びに一般市民が証人喚問の対象者

になり得ます。

ほかには。荒木委員。

○荒木眞澄委員 5ページになるのですけれども、証人喚問なのですけれども、本市の職員に対して証人喚問の出頭を請求する場合ですね、手続はどのようになるのか、確認の意味でお伺いしたいと思います。

○渡邊千芳委員長 証人出頭請求を職員個人宛てに送付するのが一般的です。その場合、証人喚問を受けた職員は任命権者に対し、職務専念義務免除の手続をするのが適当であると考えられています。

ほかにはございませんか。

(「なし」の声あり)

次に、本委員会の運営要領案等について御協議をお願いしたいと思います。資料について事務局から説明をさせます。

○議会事務局長(梶野祐子) それでは、委員会の運営要領案について御説明申し上げます。

お手元に配付の資料、調査特別委員会運営要領(案)を御参照いただきたいと存じます。まず1ページでございますが、1. 調査事項から4. 調査経費につきましては、11月臨時会で議決いただきました決議案と同様の内容となっておりますので、説明の方は割愛させていただきます。

次に5. 委員会のスケジュールでございますが、令和3年3月定例会での報告を目的とし、10回程度の開催とし、また、開催日程については、市議会ホームページ等で周知するとしております。具体的なスケジュール案につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

6. 委員会の開催場所でございますが、原則として議場または第3委員会室において開催し、その他の場所を使用する場合は、委員会で協議し決定することとし、証人等の控室については、証人同士が同席しないことを基本に調整することとしております。会場のレイアウト案につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

次に7. 委員会の基本的な運営方針でございますが、会議は原則公開とするものでございますが、委員会条例第16条の規定に基づき、秘密会とすることができるとしております。また、委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う旨、記載をしております。

次の8. 記録の提出でございますが、記録の提出を求める際には、委員会で協議し決定いただきます。その後、委員長から議長へ記録提出要求書を提出し、議長が提出者に対し記録提出請求書を提出期限の5日前までに通知するものでございます。また、提出された記録の取扱いは、提出者の意見を聞いた上で、その写しを委員のみに配付し、記録の返還は調査終了後に行うこととしております。

次に、9. 証人の出頭でございますが、証人の出頭を求める際には、委員会で協議し決定していただきます。その後、記録の提出の手続と同様、委員長から議長へ証人出頭要求書を提出し、議長が証人に対し、証人出頭請求書を証人喚問の日の5日前までには通知するものでございます。また、証人が補助者を同伴する場合は、証人喚問の前日までに補助者同伴願を提出し、委員会の許可を得ること。補助者は証人1人につき1人までとする。補助者は法律の専門家または学識経験者とし、委員会において発言はできず、費用弁償支給の対象外とする旨を記載しております。

次に、10. 証人の尋問でございますが、(1)で証人尋問においては、各委員は証人の人権に最大限配慮し、人権を阻害するような言動は厳に慎むものとする。

(2)、(3)では証人の宣誓及び宣誓書記載の手続について、(4)では証人尋問の時間について、証人1人当たり概ね一、二時間程度を目安とする旨、記載をしております。(5)から(7)では尋問の方法について記載をしております、委員長の共通事項尋問の後に、各委員が個別質問を行うこと。共通事項の尋問については、各委員からの尋問通告書を基に、委員会で協議し決定すること。尋問の方法は一問一答方式とすることとしております。次に(8)では証人は記憶に基づいて証言することを原則とし、資料の持参やメモを取る場合は許可を要する旨、記載をしております。

(9)では補助者との相談手続等について記載をしております。(10)では委員は民

事訴訟法の証人尋問に関する事項を了知する旨、記載をしております。

次に、11. 参考人の招致でございますが、委員会において、必要に応じて参考人制度を活用できる旨、記載をしております。

次に、12. 会議録の調製でございますが、会議録は全文筆記とし、原則として公開する。ただし、会議を秘密会とした場合は公開しないとしております。

次に、13. 一般傍聴者への対応でございますが、委員会条例第15条によるものとし、委員会資料は原則、一般傍聴者には配付しないこととしております。

14. 報道関係者への対応でございますが、こちらも委員会条例第15条によるものとし、テレビ撮影等について申出があった場合は、その都度、委員会で協議し、許可等を決定することとしております。また、委員会資料は原則、報道関係者には配付しないこととしております。

15. 委員外議員の傍聴についてでございますが、秘密会においても、傍聴を認めることとし、秘密会を傍聴した委員外議員については、会議規則第110条第2項の適用を受ける。また、委員外議員が証人として出頭する場合には、証人尋問当日の傍聴は認めない旨の記載をしております。

最後に、16. その他といたしまして、委員会運営上必要な事項について疑義が生じた場合には、委員会においてその都度協議することとしております。

続きまして、運営要領案6の委員会の開催場所に関連しまして、会場のレイアウト案について御説明いたします。

まず、本レイアウト案でございますが、議場配席図（証人喚問以外）の資料を御覧ください。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、広い空間の取れる議場を主に使用することとし、座席については一定の間隔を確保する形で作成しております。また、証人喚問を実施する際には、証人は理事者席、証人が補助者を同伴する場合、補助者はその後方の席に座る形にしております。また、一般職員等への証人喚問を実施する場合は、プライバシー保護の観点から傍聴席に背を向ける形でお座りいただくよう配慮したい

と考えております。また、一般傍聴席及び報道関係者は、議場後方の傍聴席及び報道席に着席いただき、委員外議員につきましては、議席の後方の壁際に傍聴席として確保いたしております。説明は以上でございます。

○渡邊千芳委員長 運営要領案、レイアウト案について、何かございますでしょうか。西垣委員。

○西垣智委員 会場のレイアウトですけれども、今、説明をいただいたのですが、これは質問ではないのですけれども、今後、証人喚問が始まりますと、職員や一般の方々など、大勢の方への喚問になると思いますので、その際には、最大限にプライバシーに配慮していただきますように要望させていただきます。

○渡邊千芳委員長 そのとおりです。委員の御指摘のとおり、プライバシーには最大限の配慮に努めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、委員会運営要領案及び会場レイアウト案につきましては、この内容で決定をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、今後の調査の進め方について御協議をお願いいたします。まず、本委員会のスケジュール案について、事務局から説明をさせます。

○議会事務局長(榊野祐子) それでは、委員会のスケジュール案について御説明いたします。お手元のスケジュール(予定)の資料を御参照賜りたいと存じます。

先ほどの運営要領案の5. 委員会のスケジュールにもございましたとおり、令和3年3月定例会での報告を目途に、3月末までに10回程度の委員会を開催する案となっております。今回の内容でございますが、本日、第1回委員会で会議の運営や調査の進め方について御協議いただき、今月中に開催予定の第2回委員会において、どなたに対して、どのような内容について証人喚問を行うかを御協議いただきます。来年1月から2月にかけて、第3回から第7回委員会において証人喚問及びその内容についての分析を行っていただき、3月には第8回と第9回委員会で調査報告書を取りまと

めていただくような流れとなっております。説明は以上でございます。

○渡邊千芳委員長 それでは、このスケジュール案について何か御意見はございましたら、おっしゃってください。荒木委員。

○荒木眞澄委員 今、このスケジュールについて説明をいただいたのですけれども、もちろんこの百条委員会の進捗等にもよるのかもしれないのですけれども、来年3月下旬ぐらいに調査報告書の決定というスケジュールになっているのですけれども、やはりもう少し早く結論を出すことができないのか、その点についてお伺いいたします。

○渡邊千芳委員長 確かに委員御指摘のとおり、スピード感を持っていかなければならないと思っております。注目されている案件でございますし、早期に真実を明らかにしていきたいと思っておりますが、拙速に進めては真相が究明できなくなってしまうので、重要な案件ですので、スピード感を持ちますが、丁寧かつ慎重に調査をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、スケジュール案について、この内容で決定をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出請求についてです。調査を進めていくに当たり、関係者に提出を求める記録について各委員から事前に御意見を頂き、集約をさせていただいておりますので事務局から説明をさせます。

○議会事務局長(梶野祐子) それでは、委員会による記録の提出について御説明いたします。記録の請求についての資料を御参照賜りたいと存じます。

こちらの資料でございますが、地方自治法第100条第1項に基づき、関係者に提出を求める記録について、各委員から事前に頂いた御意見を一覧にまとめたものでございます。左側に番号を振っておりますが、資料番号1番から12番までは調査事項の(1)に係る記録、13番から15番までは調査事項の(2)に係る記録、16番から17番までが調査事項の(3)に係る記録という形で整理をさせていただいております。ま

た、請求先につきましては、池田市に求めるもの、富田市長に求めるもの、池田市職員組合に求めるものの3つに区分し、それぞれ該当する請求先に丸をつけております。説明は以上でございます。

○渡邊千芳委員長 説明は終わりましたので、御意見をお受けいたしたいと思いますが、記録の提出請求について何か御意見はございますか。藤原委員。

○藤原美知子委員 今、るる説明がございまして、この内容についてどうこうということではないのですけれども、念のための確認としてですね、ここで言います記録というのは録音データ、メモ、資料全てを含むということによろしいのかどうかの確認です。よろしく願いいたします。

○渡邊千芳委員長 委員の言われるとおり、全てを含むという意味です。よろしく願いいたします。

それでは、資料のとおり関係者に記録の提出を求めていくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

また、記録の提出期限についてですけれども、12月17日といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、弁護士の選任についてです。大阪弁護士会の会員の田島義久弁護士を本委員会の法的助言者として選任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、次回の委員会の案件と日程についてです。次回の委員会では出頭を求める証人についての御協議をお願いしたいと考えております。12月17日までに提出を受けた記録を精査していただく時間も必要かと思っておりますので、12月24日、木曜日、午前10時

からとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

では、最後にその他の事項について、事務局から説明させます。

○**議会事務局長(梶野祐子)** それでは、一般傍聴の方法について御説明いたします。

現在、議場を使用しての一般傍聴は、密環境を避けるため、座席と座席の間に空席を設け、96席の定員の半数の48席の傍聴席としております。委員会開始の1時間前から先着順で傍聴受付を行っているところでございます。

今回の調査特別委員会では、48席の定員を超えた場合は、別室にて音声のみの傍聴とさせていただき、本日も48名を超えておりますので、別室での傍聴をしていただいております。今後もこのような形で傍聴希望者が多数来られることが予想されますので、傍聴方法につきましては、協議の上、後日、市議会のホームページにて御案内させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**渡邊千芳委員長** それでは、本日の案件は以上でございますが、ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、以上で富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時40分閉会)

富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会

委員長 渡邊 千芳